

1972年第98回宜野湾市議会(定期会)会議録

1. 4月18日(第9日目) 午前10時/午後2時50分開議

2. 出席議員(27名)

1番 伊地知 滉一郎	2番 島 德吉
3番 大川 正雄	4番 天久盛雄
5番 宮城正光	6番 須崎信通
7番 宮城仁政	8番 又吉正弘
9番 宮里敏行	10番 比嘉守盛
11番 安政密盛耕	12番 竹間正篤
13番 棚原恵信	14番 仲村春信
15番 山本朝保	16番 武昌行男
17番 多和田真一	18番 大川昇
19番 玉那耕行昭	20番 伊佐雅仁
21番 比嘉義定	22番 古波藏清次郎

3. 欠席議員(4名)

1番 伊佐伍徳次郎	11番 妻次富盛信
16番 武昌行男	20番 伊佐伍徳次郎

4. 議事説明員

市長 崎間健一郎	助役 沢城安一
收入役 兵頭好永	総務課長 多和田真一
住民課長 知念和夫	厚生課長 伊佐友輔
税務課長 古波藏信三	農林課長 崎間政光
衛工課長 兵頭盛真	都計課長 新垣信栄
建設課長 高宮城昇	消防長 大城仁幸
固定資産課長 伊藤正季	

宜野湾市議会

水道部長 仲村春盛 営業課長 萩里得弘
会計課長 天久実 工務課長 金城健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男 商務係長 照屋毅
議事係長 島袋真由 書記 仲村春夫
書記 比嘉定治

6. 議事日程(第9号) 1972年4月2日(火曜)

日程第1 (別紙添付)
日程第2
日程第3
日程第4

第98回宜野湾市議会定例会議事日程表（第9号）

/ 1972年4月18日午前10時開議

日程第1 議案第50号 宜野湾市の督促手数料及び延滞金徴収条例

日程第2 議案第51号 宜野湾市児童手当支給条例の全部を改正する条例

日程第3 議案第52号 宜野湾市児童手当支給条例の特例に関する条例

日程第4 議案第53号 宜野湾市と畜塀の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例

日程第5 議案第54号 宜野湾市道路占用料徴収条例

日程第6 議案第55号 宜野湾市道漬地補償基金条例

日程第7 議案第56号 宜野湾市消防団員等公務災害補償条例

日程第8 議案第57号 宜野湾市消防団員等公務災害補償審査会条例

日程第9 議案第58号 宜野湾市立学校設置条例

日程第10 議案第60号 宜野湾市公設市場使用料徴収条例の全部を改正する条例

日程第11 議案第49号 宜野湾市職員定数条例の全部を改正する条例

日程第12 議案第59号 / 1972年度宜野湾市一般会計歳入歳出補正予算

議長

又今より第98回 宜野湾市議会定例会(第9回目)の本会議を開きます。(午前10時14分)。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時18分)
再開いたします。(午前10時19分)

議長

日程の第1、議案第50号 宜野湾市の督促手数料ほか延滞金徴収条例を上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明をお願い致します。

総務課長

御説明申し上げます。本案は新しい条例でございますけれども、従来督促手数料につきましては手数料条例の方に譲りてありますけれども税外収入につきての延滞金に対する規定はござりませんでした。従いまして地方自治法の231条の3に基かきて、市町村の税外収入、これはあくまで公法上の収入でござりますが、和法上の契約に基づくもの

は、見込みがないう訳でござりますけれども、それにに対する督促手数料の額とか、遅滞金を課す場合の率等にフリての条例制定が必要でござりますので本案を提案しておる訳でございます。督促手数料につきましては、後日、例の条例が出来る訳でござりますけれどもそれがと同額の一通につれての20円にしておこうことでござります。遅滞金の計算につきましては、一応、本土の準則通り督促状を発した日から10日以内につりでは7.5%，それ以上は18.6%，これが年次でござりますけれども、年を跨ぎの遅滞金を計算して徴収するとこうふうな内容でござります。以上、簡単に御説明申し上げますけれども、何かございましたら、質疑の段階でお答えいたりと思ひます。よろしくお願ひ致します。

議長

議案第50号につきましては、質疑の段階で続縦審議としておきたいと思ひますか。御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、続縦審議といたします。

議長

日程の第2、議案第51号、宜野湾市児童手当支給条例の全部を改正する条例についてを上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨説明をお願い致します。

総務課長

御説明申し上げます。本件は現行の条例と内容においては、殆んどかわりはない旨でありますけれども、へん、本土復帰いたしましたと、本土の児童手当法に基いて、殆どどの、現在該当していきる児童につきましては、児童手当の3,000円が支給されようになつておらず、法の施行の段階として、2ヶ月間のことは、現在の条例、今度の児童手当のうえでしてない児童が出てきますので、後2ヶ月間は、この条例をそのまま制定してありておきたいと、うふうな趣旨で、提案してございます。尚、詳しく述べにつきましては、質疑の段階で担当課長がお答えさせたいたいと思います。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時39分)

再開いたします。(午前10時52分)

議長

本案につきましては、慎重審査を
すよ意味で継続審議としてありますと
思いますが、御異議ござりますか。

議長

御異議ありませんので、継続
審議となりますことに決議をいたしました。

議長

次、日程の第3、議案第5号、宜
野湾市見重牛当支給条例の特例に
關する条例について上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説
明をお願い致します。

総務課長

御説明申し上げます。本案につきまし
ては、今先御説明申し上げました、見
重牛当条例につきましては、5月15日から

適用される試でござりますけども、
このまでの条例が5月19日まで生きる
試でござりますけれども、現在の5月19日
まで児童手当条例の特例に関する3条
例といたしますが、ありますけども、
この条例の制定の趣旨といたしましては、復帰に伴いまして会計年度が
變ります関係上、現在、3月以
降の、6月分までのタケ月分につきまして
は、6月に支払すよう条例の5
条で詰められてありますけれども、5月分
までの分を5月に支払したりと、この
条例は6月にしか支払できなよう
になつてありますので、一方、これは条
例改正の手続きでもよろしくかと思
りますけれども、どうせ5月19日まで
執行する条例でござりますので、
一応、特例条例といたします形で出してござ
ります。ゆゑに児童手当の支
給期日の変更を特例といたしますことで
ござります。以上、御説明申し上げ
まして、何かござりましたら担当課長
から答えてせたりと思ひます。

議長

本來に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時.5分)

菅原市議会

再開いたします。(午前10時55分)

議長

本案につきましても、一応、継続審議としてあきだらうと思ひますか、御異議ござりませんか。

議長

御異議ありませんので、継続審議といたします。

議長

日程の第8、議案第53号、宜野湾市と畜場の設置ほか管理に関する条例の全部を改正する条例についてを上程します。

議長

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。本案につきましては、現行の条例と内容につきましては、殆んど、かわりはござりませんけれども、根拠法が、市町村自治法が、地方自治法にゆきことに伴ひまして、条文の整備をした上でござります。それで、現在の復

用料を円の表示から円の表示へ
かわる式でござります。この換算につ
きましては、一応、308円での換算いた
しまして、円以下の中のは切り上げて
ござります。308円の基準といたします
して、円以下は切り上げてござります。
御説明申し上げまして終ります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時58分)
再開いたします。(11時)

議長

議案第53号につきましては、休憩
中に御審議をお願いした式であります
けれども、尚、慎重を期すため、総
統審議としておきたいと思ひますか。
御異議ござりませんか。

議長

御異議ありませんので、総統審
議といたします。

議長

日程の第5、議案第58号、宜野湾
市道路の用料、徴収条例を上程いた
す。

宜野湾市議会

します。

議長

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

総務課長

御説明申上げます。これは新しく試みでござります。現在、市道にフルで占用料を徴してはござは、那覇市だけじゃなしと思ひますけれども、一応、本土の方では殆んどそういう占用料徴収条例が制定されておりまつて、道路の維持管理を十分する所と、言うことと、又、この目的としてはしましては、この占用料で上げる収入を特別財源といたしますて、次の議案第55号と関連する話でありますけれども、一応、占用料は別個に特別の補償基金として、積立てておきたいと、勿論、これは

それほど多く額の金はないだな」と思ひますけれども、一応、そういう特別補償というものを今後、前向きに検討していくためには、そう言う占用料を取りながら、この占用料を基準として、積立てて今後の特別の問題についての対策を講じておきたいと、可様な意味から、この条例を制

ました」というふうに答えてあります。尚、条例の根拠となりたしましては、道路法等に基づきまして、この使用料の基準を政令で定めていますが、政令の基準の範囲内で定めていたこと、
以上、御説明申し上げまして、後は担当課長に何かござりましたか、お答えしたと思します。

議長

議案第55号、宜野湾市道路漬地
補償基金条例につけても、一括して
ご質問したと思します。只今、御説
明を受けたままでありますので、兩案件に
付する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(午前11時5分)
再開いたします。(午前11時17分)

議長

議案第58号、55号につきましては、
質疑の段階で繼續審議としてあきました
と思えますから、御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、繼續審

議 と う た し ま す。

議 長

次、日程の第7、議案第54号、宜野
湾市消防用員等公務災害補償条例を
上程いたします。

議 長

本案に対する理事者の趣旨、説明
を求めます。

消防長

こちは消防用員或は非常勤用員
又は、一般協力者、災害によって災害活動
中 損害をこうむった場合に、そりを市町
村は補償しなくてはいけないといふやうな
消防組織法でちゃんと義務付けられた
事項を今回、市の条例事項として、
ここに皆さんの前に出した訳でござ
ります。従来、こちは沖縄の琉球政
府の方で示された基準といつてか
ござりまして、消防用員等公務災害補償
条例と言うのがござりました。そして
従来は、市の方としましては、消防用
条例、消防用に關する規則の中では
公務災害を受けた場合は基準により、
こちを補償すると、言うふうにいただ。
簡単に説いてありますから、今回の本
法の、組織法で、どうしても、こちは

条例事項で、市町村で定めなさるや
ハカルと、言うことか謳ゆれてあります
のべ、条例として提案してある訳で
あります。これは非常勤の消防団員。
それから協力者と言うのが主で
ござりまして、この補償額につきましては
政令と言うのがござりますまして、消防
団員等公務災害補償に関する基準と
言う政令が定められておりまして、これ
に基づいて、補償額をここに設定し
てござります。尚、更にこれは補償
額が多くなりますとして、もし、仮にたゞさ
いの人に補償しななく5年がんと、そ
う言う事態が起らんとき段階で、
言うことかござります。今度は市町村で
は、これに対する方策を取らんとして、ど
う言うふうにお金を準備するかと
言うことになりますと、これは今後、昨日
も一寸触れましたか、リカウス、公務災害
補償基金公庫と言うのがござります。
この基金に加入しまして、ここからもし
何かあった場合は、出してもらうと、言
うエラな仕組にはってあります。リカウス
これは共済基金と共済契約を結ぶ
働きまして、今後、予算の中で掛金の分
は計上しまして、支払って、をやう。
もし一方への事故が起った場合は、
これがかかる出してももらうと、リカウスに
は、あります。基金がかかる出す額も。

291

大体、これは政令で定めた基準額と思
ります。尚、これは掛金の元は市町村の
予算で出す訳ですが、同としましては
この分としまして、今度は市町村に
に対する交付税の中で、この分は又市町
村に対して交付税ですかと言ふようだ
な仕組にもなってあります。全体簡単では
ござりますが、説明しまして後は御質
疑にあ答えたりましたりと思ひます。

議長

日程の第8 議案第57号 宜野湾市消
防用員等公務災害補償審査公条例、
併せて、議題となりましたいと思ひます。

議長

それに対する参考者の説明を求め
ます。

消防長

公務災害補償審査公条例は、災害
補償条例第26条で、これは、公務災害
が発生した場合、これはそれに基づいて
公務災害補償条例に基づいて支給さ
る訳ですが、もし仮に、これに異議
がある場合は、その審査会に申し出
まして、そこで鑑定してもらうと言う
ための機関でございます。異議の申
した方に付方を、鑑定を行なうと、言

ラのが、審査会でござります。条例で言
う審査会になつてあります。内容は特
新しり条文でござりますんので、その後
皆さんの御質疑にあ答えたりと思ひま
す。

議長　兩案に対する質疑を許します。

議長　暫く休憩いたします。(午前11時20分)
再開いたします。(午前11時29分)

議長　議案第56号並びに議案第57号につ
きましては、休憩前に御審査をお願い
してありますけれども、尚、慎重に審査
をする意味で、継続審議としてあります
と思ひますから、御異議ございませんか。

議長　御異議ありませんので左様決定
いたします。

議長　日程の第9　議案第58号、宜野湾市
立学校設置条例を上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明をお願い致します。

総務課長

御説明申し上げます。現在、教育区が法人格を有するため、教育区立の小学校、中学校行政指導に対するまでは、市町村自給三法の適用がなされてない訳ですが、まだ受け付けても、

復帰いたしまして、学校等は地方自治法の二八二条の二の規定に基づきまして、公の施設と言うことになりますのでござります。そうすることには伴うまして、

本条例を制定したりと言ふことで、本案を提案しておる訳でござります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(午前11時31分)

再開いたします。(午後1時31分)

議長

本案につきまして、質疑の段階で總統審議としてあき方だと思いますが、御異議ございませんか。

議長

御異議ありきせんので、継続審議
といたします。

議長

次は日程の第10、議案第60号、宜野
湊市公設市場使用料徴収条例の全部
を改める条例についてとお手に付けてお
きます。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明
を求めます。

総務課長

本案につきましては、去年の3月の
定例議会に同様な条例を提案した
訳でござりますけれども、その後、事
情の変化によりまして、一応、撤回した
訳でござりますけれども、内容はあ
る程度は、ほとんど、かわりはござりません
けれども、この条例には市町村自治法
の改正に伴いまして、公設市場につき
ましては、公の施設といたることに伴
まして、地方自治法の288条の2項の
規定に基づきまして、提案してある訳
でござりますが、内容におきましては、
現在、専用表示の使用料かい、円表
示に直すと、いうことでござります。
この換算で、すけれども、先程のと場

の換算と同じキラバ 308 円を文換基
準を想定いたしまして、10 円以下の
端数につけては、一応 切り上げてござ
ります。以上、御説明申し上げま
して何かござりますか? には、御質
疑にあ答えたいと思います。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(午前11時38分)
再開いたします。(午後11時35分)

議長

本案につきましては、質疑の段階
で継続審議としてありますか? と思いま
すが、御異議ござりますか?

議長

御異議ありませんので、左様決
定いたします。

議長

次は日程の第11、議案第17号、宜
野湾市職員定数条例の全部を改正す
る条例についてを上程いたします。

議事

本案に対する理事者の趣旨、説明
を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。本案につきましては、先に議会にて議題となりました。機構改革等職員定数についての答申がなされました。附帯意見といたしまして、条例制度の段階で十分検討するようなど、こうことでござります。まことに復帰いたしますと、どのような事務がどういくかはさておき、まだ具体的にはなされておりません。従いまして、職員の定数を設定する場合の基準といたしましては、人口120名に対する職員1人と言つてことで25,000人を基準といたしまして、375名の職員を想定した試でございます。市長事務部局が213名と水道が81名、消防関係が31名と言つて、計、285名。現在の定数に対して、23名の増を踏まえた試でございます。それ以外に市長事務部局関係以外の、議会監査委員会、選舉管理委員会、教育委員会につきましては、諸向の当時はまだ調整はしてはかれた様でございます。現在、議会が6名、監査委員会事務局が1名。

産業管理委員会が3名、教育委員会が4名
名の訴でござりますけれども、一方
議員の時刻ではその又機関に対し
ては、大体、今へ10名の増員を
想定しておる訴でござりますけれども、
教育委員会としては、どうしても10名
の増員をしておる方と言ふことで
当初は30名の増員要求がござりました
しだけで、一方、10名で、そつまう
意味で教育委員会が10名、他の3機関
が各1名となりことになりまして、合
計13名の増加必要と、言うことになります
まして、この定数条例では、定数で
380名の定数になるとござります。
しかしこれはあくまで定数の枠で
ござりまして、私共も現在、又7年
度の予算の編成にあたっておる訴で
ござりますけれども、どうしても年度
内で採用できそうなものは、又、50名
程度じゃなればとこうことに思ってお
る訴でござります。今後事業または職員
等の増員に伴ひまして、事業の増大との
関係で逐次、増員はしておきたいと
可様に考えてあります。けんども一方
枠といたしましては、入口120名に
対して、職員1人と言ふ枠をいたしま
りと、言うふうな考え方でござります。
それで別表に一方 各部課に対する
職員の配置は、先に議員いたしまレ

278

た本業の中でも一応、示めしとあります
ござりますけれども、反対そこでお
断り申上げたりことは、教育委員会
の機構についてまだ教育委員会自体
も確定してないようではござります。
従いまして、この業では教育委員会の
勿論、教育長が新しく設置され
ますけれども、教育長の下に教育次長
として各係と言うふうな想定で、
一方、教育委員会とのある程度の調整は
してありますけれども、まだ各類似
市町村、浦添とか、具志川市の構構へ
教育委員会としては部長制度を廢止
いたしまして、課長をもうけの方
かんじんやりがいと言うふうな意向
もありますのでありますので、現在この
業では教育長のもとに、教育次長、こ
れは部長と課長の中間のクラスに
なりますけれども、このも
とに三係と庶務係、学校教育係、社
会教育係と、言うふうな形になりますかと
思ますが、それを、そちらへふうな準
備いたしまして、市長との調整をすん
だでありますけれども、その後、
若干浦添とか、コサ等の構構の復
案がありまして、殆んど、又課程
度すさんじやがりかと言つて
なりまして、今は教育長の下に課長
をあくと、言うことに、なる。の、の、の。

知りません。従いまして定数そのものにつきましては、教育委員会は事務局は12名学校現場が70名と、82名はかりりはござりませんけれども、一応、機構としては、まだ正式でないところと、従いまして、これは380名ということになつてありますけれども、定数条例の合計は372名でござります。と申し上げますのは、水道部の部長が水道事業管理者と言つて特別職になります。同定資産評価委員会が特別職と言うことになりますと、二の条例の場合、一応、除外してありますので、一応三役、教育委員会の教育長を除いた普通一般職員と従来申した職員は380名でござりますけれども、その内、2人はこれは、私共とりたましくて、早目に提案した理由は、たゞやくこの定数を確定させてしまつて、任用の手続きをできることだけ早目にとりたつて、言う意味で予算より先に出した訳でござります。さう言う意味でなるべく慎重審議なさいまして、早目に可決してもらよう向希望申し上げたり訳でござります。復帰後になりますと、一応、市町村で採用試験といふものが殆んどできなつたらうと、本来ならば、市町村が公平委員会と言うものをつくりまして、そこで職員の任用に対する試験とか、そう言うものは、公平委員会で、実施する。ようへ

たる訳でござりますけれども、一応、沖
縄の場合は自治省から沖縄県の人事
委員会の方に、この公平委員会の事務を
へ應じて託すと、言うことになりまして
相当の準備期間が必要となりうること
なりますので、復帰後、採用試験とな
りますと、大分遅れると言うことがなる
やうで、今回までは、市町村の方で、宜野湾市の
方が採用試験レポートを立てる、勿論
試験につきましては、公平を期す意
味から着手をして、出来たがり県の方に
試験問題の作成をしたりと、言うことで
出してござりますけれども、そう言う意
図で、本条例は予算とは別個に本
來なれば、予算と一筋に出したかった
のでござりますけれども、そう言う意味
で予算より先に出してある訳でござ
ります。以上、御説明申し上げまして、
何点ござりましたか、御質疑にお答え
いたしましたと思ります。

議長 計
本案に対する質疑と申します。

議長 休憩いたしました(午前11時25分)
再開いたします(午前11時45分)
以上で午前の中の日程を終ります。
午後は2時から再開いたします。

議長 休憩いたしました(午前11時46分)

議長 以今より午前12引き続き午後の本会議を開きます。
(午後2時2分) 議案第27号の質疑を行なつます。

議長 休憩いたしました(午後2時9分)
再開いたしました(午後2時20分)
議案第27号につきましては、休憩中に内容の審査
をして頂きましたが、慎重を期する意味にて
議論審議としておせんつて先づ本会議にて
させん。

議長 ご質疑ありますので、議論審議にてあります。

議長

次回会期の12月議案第69号「1972年度宮崎市一般会計収入支出補正予算」を上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨説明を承ります。

總務課長

ご説明申し上げます。この補正予算は会計年度から約1ヶ月とされており、これにて、1ヶ月半が会計年度を短縮に伴つて、政府補助金、それから交付税、市税等の支入が、そのまま減額が予想されます。されば併せて、一応支出を整理しなくてはいけないといたところで、今回提案している訳でございます。現在の支入支出予算総額は、2,362,917ドルでござりません。一方で、1972年度の予算は、1,898,642ドルでござるというところでございます。大まかに説明に入りますと、現いままで手と手で市税か1ヶ月半の会計年度の短縮で、1,48,384ドルの減を予算しております。不動産取扱税とか軽自動車税につきましては、現在の予算額よりも上回る税額となっておりますけれども、市民税、固定資産税につきましては、相対的に減る予想でございます。

それから市町村交付税につきましては、20%未だ確定していない状況であります。政府から前に説明ござつた通りに一応、23%～25%の減額をされるという指示がありまして、今回の補正予算では、23%一応割り当てています。いかでありますと、後の情報になりますと、20%未だ補正予算はどうなるか解りませんけれども、

徴
17%位のことは税の線上被収ですが、それが不能な場合は、19%～20%位になると云ふのがどうふうか政府からの非公式な話もあります。さて今月一杯に政府の交付税についての大体の見通しはくふんとおもふかと見えますけれども、この費用の中には、ちょっと緊急を要するもの例えば議会開催の費用弁償の問題とか危険をちょっとした費用の更高的な需要があるからあります。そこで一回補正予定でございます。最終的には5月の中頃か7月か8月か9月かあります。あと一回の補正は必要ないというふうに考えてあります。

従いまして、どうぞ意味からこの補正予算を組んである387,227,114万円で提出いたします。これは、一省大臣連携事業が現在契約している以外は全部済んであります。契約した分については一応債務負担行為をして計上された分と一応債務負担行為として計上されています。これは当然、47年度の予算は両計上あると云ふのが通常であります387,227,114円です。それで予備費がどの程度のところ、47,000万円余り一応予備費に入れたものがどう云々と云ふけれども、これがまた3月10日に中部地区の市町村会において現地職員が積立を年次有給休暇につきましては買上げていいやないかといふふるい議論がなされまして、一応法的の旨の問題はありますけれども一応予備費の中に入れておいた、それから法的の旨の問題が解明されると、条例制定をしておいて、買上げるという予定で一応予備費の中に入れておきます。

歳金負担金についても一応23%を削除、316,166万円の交付を予定しておりますけれども、向うの歳金負担が積

立会に次第給付額の額が少しだけ余りあります
一方で今後一般会計の方の予備費の中に入れてから教
育委員会としても所用の措置をとてもらいたいというふ
うに文書を流してございます。

そういう意味で、そういう予備費の問題、又は、交付銀の
確定等によりましてもう一回補正予算を出さなくては
いかぬ状況でござりますから、先程申し上げましたよ
うに、2、3の費目の中で早急に補正する必要が
あるといふのと、予算執行の連前から、各課長に予算
額を規定での予算の額を一応知りておかなか
いで、そういう雨遣しをおこした場合は、大変かことじ
かまかということ、それほど今後意味は変われば、
多數においては多いござりますので、2、3の費目
しか次の補正にも該当しませんので、一概に補正はお
こなして、あと一回交付銀が確定次第、補正を行
なういうふうになります。大変大変な説
明になりますけれども会計と年後の会則には是く
要入文書の減であるということでございますので、一つ
ご検討よろしくお願ひ致します。

議長

本案12件お了算疑を許します。

議長

休憩いたします(2時37分)

雨宿いたします(2時46分)

議長

質疑の段階で、継続審議としておきたいと思います

議長	や 復讐 議 ご せ い ま せ ん か;
議長	ご 異議 ご せ い ま せ ん の で、 継続審議 と い た い ま す。
議長	そ し か て 継続審議 中 の 論案 第 54 号 宜野湾市道路 占用料 徴収条例について、 開腹議題 と い た い ま す。
議長	本 案 に 付 す 質疑 を 施 ま す。
議長	休憩 いた い ま す (二 時 47 分) 備 肉 いた い ま す (二 時 50 分) 以上 令 ま さ き て、 本 日 の 日 程 を 終 了 と い ま す。 尚 明 日 は 午 前 10 時 から 本 会 議 を 開 ま す。 大 衆 ご ま さ な て あ り ま す。 散 会 (二 時 50 分)
議長	只 今 の 第 98 回 定例会 第 10 回 本 会 議 を 終 了 す (午 前 10 時 11 分)
議長	休憩 いた い ま す (10 時 11 分) 備 肉 いた い ま す (10 時 15 分)